

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の期中の評価)

平成 2 0 年 8 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

原則として事業採択後10年を経過した時点で継続中、又は直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業実施地区を対象として事業評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	14
	民有林直轄治山事業	14
	直轄地すべり防止事業	7
小計		35
独立行政法人事業	水源林造成事業	48
小計		48
計		83

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、北海道、関東、中部、近畿中国、四国及び九州の各森林管理局において実施した。（「直轄事業評価担当部局一覧表」別添1）
- ② 独立行政法人事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部整備課において実施した。

2 評価実施期間

平成20年4月から平成20年8月まで

3 政策評価の観点

本評価においては、地元の意向を聴取するとともに、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等の評価項目を点検することにより、総合的かつ客観的に把握し、事業の実施方針に反映させた。

評価の結果については、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

直轄事業については北海道、関東、中部、近畿中国、四国及び九州の各森林管理局において、独立行政法人事業については林野庁において、学識経験者で構成する第三者委員会を設置している。

なお、直轄事業については平成20年7月から8月にかけて各森林管理局において第三者委員会を開催し、独立行政法人事業については平成20年6月から7月にかけて第三者委員会を開催するとともに第三者委員会による現地調査を実施し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

各事業地区ごとの第三者委員会の意見は、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

また、各委員会の委員構成は、「第三者委員会名簿」（別添3）のとおりである。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」（別添2）であり、ホームページ等で公表することとしている。なお、その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」（別添4）のとおりである。

1 直轄事業

北海道、関東、中部、近畿中国、四国及び九州の各森林管理局に設置している第三者委員会における資料、議事概要、政策評価に用いたデータ等については、各森林管理局のホームページ等で公表することとしている。（<http://www.rinya.maff.go.jp/new/kanrikyoku.html>）

2 独立行政法人事業

林野庁に設置している第三者委員会における資料、議事概要、政策評価に用いたデータ等については、林野庁のホームページで公表することとしている。（<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/index.html>）

7 政策評価の結果

直轄事業については、対象となる35地区の評価を実施したところ、27地区で引き続き現計画で事業を推進することとなり、8地区で事業計画の変更を行うこととなった。

独立行政法人事業については、対象となる48地区の評価を実施したところ、すべての地区で引き続き現計画で事業を推進することとなった。

各事業地区ごとの評価結果は、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。